

		中国当局が2019年1月に行った制度変更による内容
越境ECの商流に関連する企業	1 ECプラットフォーム運営企業	<ul style="list-style-type: none"> 中国国内のECプラットフォームであること 中国の税関に登録されている企業であること 輸入通関申告時に企業名、税関への登録番号を提供できること
	2 電子商取引企業 (セラー)	<ul style="list-style-type: none"> 海外の法人企業であること 中国国内に代理人企業を持っている企業であること 決済金融企業との間で支払+通関に関する機能を持っている企業であること
	3 上記2の中国国内代理企業	<ul style="list-style-type: none"> 中国の税関に登録されている企業であること 輸入通関申告時に企業名、税関への登録番号を提供できること 電子商取引企業に代わり民事責任を負うこと
	4 決済サービス企業	<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引企業 (セラー) のアカウントに通常の支払機能に加え、通関機能も追加で設定できること 電子商取引企業 (セラー) からのリクエストにより取引の支払情報 (決済情報) を税関システムへ提供できること

より詳細かつ厳格な条件を求められることとなった